

お知らせ

褒めて育てるしつけのコツ! 「コモンセンス・ペアレンティング」 連続講座 無料

「コモンセンス・ペアレンティング」は子どもとコミュニケーションをとりながら親である自分自身が感情をコントロールして子どもと向き合う方法です。怒鳴ったり叩いたりせず効果的なしつけのコツを学びませんか?

日時 8月31日・9月7日・14日・21日・28日、
10月5日・12日(各土曜日)
10:00~12:00

場所 子ども・子育てプラザ 工作室

対象 子育て中の方、子育て支援者、子育てに興味のある方

定員 12名(先着順)

申込み 電話・FAXもしくは来館にて受付
※3か月〜就学前の幼児の保育あり

問合せ 子ども・子育てプラザ
☎FAX 6554-5377



学校選択制希望調査票を配布します

大正区では学校選択制を導入しています。小学校、中学校ともに区内すべての学校を選択できます。(第2希望まで選択可)

◆「学校選択制希望調査票」を提出してください

区内に在住する令和2年度の入学予定者の方に、8月下旬から9月上旬にかけて「学校案内」「学校選択制希望調査票」を配布しますので、必要事項を記入のうえ、通学区域の学校で「ある」「ない」にかかわらずみなさん必ず10月31日(木)までに、郵送または区役所に持参してください。9月末までに、希望調査票等がお手元に届かなかった場合は、区役所までご連絡ください。

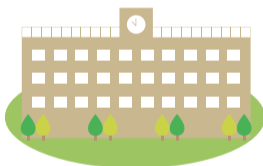
◆学校選択制説明会を開催します(事前申込不要)

令和2年度小・中学校入学にかかる学校選択制の制度や手続きについて、保護者を対象に説明会を開催します。

日時 9月 7日(土) 13:00~
9月11日(水) 14:00~

場所 501会議室(区役所5階)

問合せ こども・教育
3階(34)番
☎4394-9980



個人市・府民税(普通徴収分)第2期分の 納期限は9月2日(月)です。

市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込(Webでの申込みもできます)をぜひご利用ください。また、クレジットカード納付(Apple Payのご利用も可能になりました)、LINE Pay 請求書支払い、楽天銀行アプリもご利用いただけます。詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

問合せ 弁天町市税事務所
市民税等グループ
(個人市民税担当)
☎4395-2953 📠4395-2810
※問合せ可能日時/平日9:00~17:30
(金曜日は9:00~19:00)



外国籍のお子さまの入学手続きについて

入学のご案内を8月中旬にお送りします。入学を希望される保護者の方は、必要事項をご記入のうえ、9月27日(金)までに、区役所 住民登録(2階24番窓口)へ申請してください。

入学資格

◆**小学校**…平成25年(2013年)4月2日から平成26年(2014年)4月1日までに生まれたお子さま

◆**中学校**…令和2年(2020年)3月に小学校を卒業見込みのお子さま
※転居等により入学のご案内がお手元に届かない方は、お問合せください。

問合せ 住民登録 2階(24)番 ☎4394-9963

大正区をもっとよくしたいとお考えの方へ 大正区区政会議の委員を募集しています!

大正区役所の区政運営や区において実施する事務事業などについて、皆様からご意見や評価をいただき、区政に反映させる「区政会議」の委員を募集しています。

大正区をもっとよくしたいと思っている皆様! 積極的なご応募をお待ちいたしております!

募集期間 ~8月21日(水) ※当日消印有効

任期 10月1日から2年間 ※報酬・交通費等はありません

応募資格

◆20歳以上(令和元年10月1日現在)、区内在住・在勤・在学の方で、本市の職員・審議会等の委員でない方
◆年数回開催される平日夜間の会議に出席できる方

応募方法

下記①②を区役所へ送付または持参してください

- ①応募用紙(区役所2階・4階に設置するほか、区ホームページからもダウンロードできます)
- ②小論文(800字以内)/テーマ「今まで培った経験・知識等をもとに、大正区のまちづくりに活かしたいこと」

送付先 〒551-8501 大正区役所 政策推進グループ(住所不要)

選考 提出物の審査により選考を行います。

問合せ 政策推進 4階(42)番 ☎4394-9942

特別児童扶養手当・ 特別障がい者手当等の所得状況届 および現況届の提出について

特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、福祉手当を受給されている方は、手当の支給要件の確認のため、「所得状況届」および「現況届」の提出が必要です。

また、障がいのある方が、施設に入所されたり、3か月を超えて入院された場合など、受給資格を喪失する事由が発生した場合は、すみやかに届けください。

提出期間 8月9日(金)~9月11日(水)

※土日・祝日を除く

※期間内にご提出がない場合、手当の支給が遅れる場合がありますので、必ず期間内に提出してください。なお、前年の所得額等により支給が停止されることがあります。

問合せ 障がい者支援 3階(35)番 ☎4394-9857

児童扶養手当現況届手続きについて

現在、児童扶養手当を受給している方に「お知らせ(現況届について)」をお送りしますので、8月中旬に区の「保健福祉課(子育て支援)児童扶養手当業務担当」へ現況届を提出してください。

この届の提出がない場合は、令和2年1月期からの児童扶養手当の支払を受けることができなくなります。

問合せ 子育て支援 3階(33)番 ☎4394-9914

未婚の児童扶養手当受給者に対する 臨時・特別給付金

令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける母もしくは父で、以下の①②を満たす方に特別給付金(17,500円)が令和2年1月期に支給されます。

【対象】

令和元年10月31日時点で

- ①これまでに法律婚をしたことがない
- ②事実婚をしていないか、事実婚中だが相手の生死不明等

該当する方は児童扶養手当現況届提出時にお住まいの区の「保健福祉課(子育て支援)児童扶養手当業務担当」で申請してください。申請には戸籍謄本(費用は自己負担)が必要になります。

問合せ こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課
☎6208-8034 📠6202-6963

8月中に手続きを!

国民健康保険の「限度額適用認定証」 更新について

「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」(住民税非課税世帯)の有効期限は7月31日までです。

◎更新を希望される方は、

- ・保険証 ・印かん(朱肉の使えるもの)
- ・現在お持ちの認定証

をお持ちのうえ、保険年金(保険)2階(20)番までお越しください。

◎直近12か月で、入院期間が90日を超えている方は、入院時食事療養費の標準負担額がさらに軽減されます(住民税非課税世帯のみ)。詳しくは、お問合せください。

◎所得の状況により、新しい認定証を交付できない場合や自己負担限度額が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◎毎年、8月上旬は窓口が非常に混雑します。お急ぎでない方は、8月中旬以降のご来庁をお勧めします。

問合せ 保険年金(保険) 2階(20)番 ☎4394-9956

「国民健康保険料のための所得申告書」 の提出をお願いします

国民健康保険では、保険料の計算や国の補助金を申請するために、10月の下旬までにすべての加入者の所得状況を把握する必要があります。そのため、前年の所得を申告されていない方のいる世帯へ、「国民健康保険料のための所得申告書」を7月にお送りしています。

国民健康保険料の軽減(7・5・2割)および減免は世帯全員の所得によって判定します。所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられませんので、税の申告が不要な場合であっても、国民健康保険にかかる所得の申告を行う必要があります。

なお、所得申告書をお送りした世帯のうち、未提出の世帯に、8月より「大阪市国民健康保険料コールセンター」から電話で所得申告書の提出を呼びかけていますので、必ず提出をお願いします。

問合せ 保険年金(保険) 2階(20)番 ☎4394-9956

ハチの巣を見つけたら…

夏はハチの活動が活発になる季節です。その大半がアシナガバチというハチです。アシナガバチは攻撃性が少なく、刺激しなければまず襲ってくることはありません。むしろ、害虫を捕食してくれる益虫であるので、積極的に駆除をする必要はありません。

一方、スズメバチのように巣に近寄るだけで攻撃してくる危険なハチもいるので、専門の駆除業者に駆除を依頼しましょう。区役所では駆除業者の協会の連絡先をご案内しています。

問合せ 生活環境
3階(31)番
☎4394-9973



●以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

